

2001年1月11日
(平成13年)

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 山本章

老人保健法の一部改正に伴い現在外部提供している個人情報に一部情報を追加し本人への通知を省略することについて(答申)

2000年(平成12年)12月6日付けで諮問された、老人保健法の一部改正に伴い現在外部提供している個人情報に一部情報を追加し本人への通知を省略することについて、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報保護条例第9条第2項第4号の規定による外部提供の必要性を認める。
- (2) 同条例第9条第3項の規定による本人に通知しないことの合理的理由があると認める。
- (3) 同条例第11条の規定によるコンピュータ利用を認める。

2 実施機関の職員の説明要旨

実施機関の職員の説明を総合すると、外部提供及び本人通知の省略並びにコンピュータ利用の必要性等は次のとおりである。

(1) 本業務の概要について

老人医療事務は、老人保健法における70歳以上及び65歳から70歳未満の一定の障害の状態にある方の健康保持と適切な医療の確保を図ることを目的とし、資格関係、医療給付、医療以外の保健事業等を行っている。

全国的に老人医療費の適正化対策が強く求められている中で、本市においても老人保健に係わる確認事項の精度の向上、事務の簡略化、医療の適正化を図ることを目的として平成9年4月より神奈川県国民健康保険団体連合会(以下「連合会」という。)に対し共同電算処理を委託契約し現在に至っている。

(2) 外部提供する必要性について

高齢者医療制度の抜本的な改革の第一歩として、健康保険法等の一部改正があり高額医療費の支給という制度ができたことにより、システム内容を変更しなければならず、新たにこの制度を実施するために現在外部提供している情報に加えて、医療受給者の世帯情報と課税、非課税の税情報を追加するシステムの変更が必要となる。

(3) 本人に通知しないことの合理的理由について

当該情報提供は、通知する対象者が約33,500人と年々増加しており、通知にかかる費用及び事務量が過分に必要となり、事務処理の効率性が著しく損なわれること、また、本人に不利益とならないことから外部提供する旨を当該本人に通知しないことの合理的理由がある。

(4) コンピュータ利用の必要性及び安全対策について

ア 平成13年4月より本市の国民健康保険給付業務が連合会と委託業務を締結することにより、神奈川県国保ネットワークシステムへの参加が可能となり国民健康保険、老人保健の医療費データが連合会で蓄積されるため、その検索のためにコンピュータを利用する必要性がある。

イ 日常的な処理体制及び安全対策としては、「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」及び「神奈川県国民健康保険団体連合会保険者事務電算共同処理業務規則」並びに「神奈川県国民健康保険団体連合会保険者事務電算共同処理業務に係わる磁気テープ等に関する覚書」を遵守し、システム及びデータ保護の管理を行う。

3 審議会の判断理由

(1) 外部提供する必要性について

高額医療費の支給という制度ができたことにより、システムの変更をするため、医療受給者の世帯情報と課税、非課税の税情報を外部提供する必要性は認められる。

(2) 本人に通知しないことの合理的理由について

本業務において、当該個人情報外部提供することについての本人通知は通知する対象者が多数であり、通知にかかる費用及び事務量が過分に必要となり、事務処理の効率性が著しく損なわれること、また、本人に不利益とならないことから外部提供する旨を当該本人に通知しないことの合理的理由があると認められる。

(3) コンピュータ利用について

ア コンピュータ利用の必要性

老人保健の医療費データは連合会で蓄積され、神奈川ネットワークシステ

ムを利用し検索を行うことから、コンピュータを利用する必要性は認められる。

イ 取り扱う個人情報の範囲

コンピュータで取り扱う項目は、保険証番号、被保険者番号、住所、氏名、性別、生年月日、続柄、資格得喪年月日、得喪事由、保険証回収日、更正年月日、届出年月日、世帯情報、課税の有無（課税、非課税）であり、これらは本業務における必要最小限の項目であると認められる。

ウ 他のファイルとの結合

本業務のシステムは、連合会のホストコンピュータと保険年金課の端末機をネットワークで結び、N T Tの通信回線（I N S回線）で接続するので他のファイルとの結合はなく個人情報の加工処理はされないと考えられる。

エ 安全対策

本業務の処理に当たっては、システム及びデータ保護のために必要な事項を定めた「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」及び「神奈川県国民健康保険団体連合会保険者事務電算共同処理業務規則」並びに「神奈川県国民健康保険団体連合会保険者事務電算共同処理業務に係わる磁気テープ等に関する覚書」に基づき運営されるため、安全対策上の配慮がなされていると認められる。

以 上

